

00—01 P U D T

審判等の種類

1. 審判

- (1) 拒絶査定不服審判（特 § 121、意 § 46、商 § 44、商附則 § 13）
- (2) 補正却下決定不服審判（意 § 47、商 § 45）
- (3) 無効審判
 - ① 特許（登録）無効審判（特 § 123、旧特 § 184の15①（H7.6.30以前の出願）、実 § 37、旧実 § 48の12①（H7.6.30以前の出願）、意 § 48、商 § 46）
 - ② 延長登録無効審判（特 § 125の2）
 - ③ 書換登録無効審判（商附則 § 14）
- (4) 訂正審判（特 § 126）
- (5) 商標登録取消審判
 - ① 登録商標の不使用による取消しの審判（商 § 50）
 - ② 登録商標の不正使用による取消しの審判（商 § 51、§ 53）
 - ③ 商標権の商標の移転に伴う混同防止の取消しの審判（商 § 52の2）
 - ④ 商標登録の代理人（代表者）の無断登録による取消しの審判（商 § 53の2）

なお、防護標章登録に係る審判については、商標に関する規定及び商標法附則の規定を準用している（商 § 68④、商附則 § 23）。

2. 決定

- (1) 決定（最終処分）
 - ① 特許異議の申立て（特 § 113）
 - ② 商標登録異議の申立て（商 § 43の2）
- (2) 決定（中間処分）

- ① 除斥又は忌避の申立て（特 § 139～ § 144、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、
§ 68④）
 - ② 参加申請（特 § 148、 § 149、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）
 - ③ 証拠保全の申立て（特 § 150、 § 151、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、 § 68
④）
3. 再審（特 § 171①、実 § 42①、意 § 53①、商 § 57①）
 4. 判定（特 § 71①、実 § 26、意 § 25①、商 § 28①、商 § 68③）
 5. 裁判所からの鑑定嘱託（特 § 71の2、実 § 26、意 § 25の2、商 § 28の2）
 6. 税関長からの意見照会（関税法 § 69の7①、 § 69の17①）

（改訂H27.2）